

青森県後期高齢者医療広域連合告示第11号

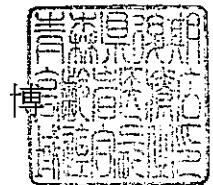
後期高齢者医療保険料額決定通知書の公示送達について

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条（昭和57年法律第80号）において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告する。

なお、下記の公告の書類は送達を受けるべき者の住所地の市町村長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年6月7日

青森県後期高齢者医療広域連合長 鹿 内



記

1. 書類
後期高齢者医療保険料額決定通知書
2. 書類の送達を受けるべき者の住所・氏名
別紙名簿のとおり

公示送達者名簿

No.	書類の名称	年度	氏名	住所
1	後期高齢者医療保険料額決定通知書	平成27年度	茶立場 一男	青森市長島1丁目3番28号 プラザあすなろ